

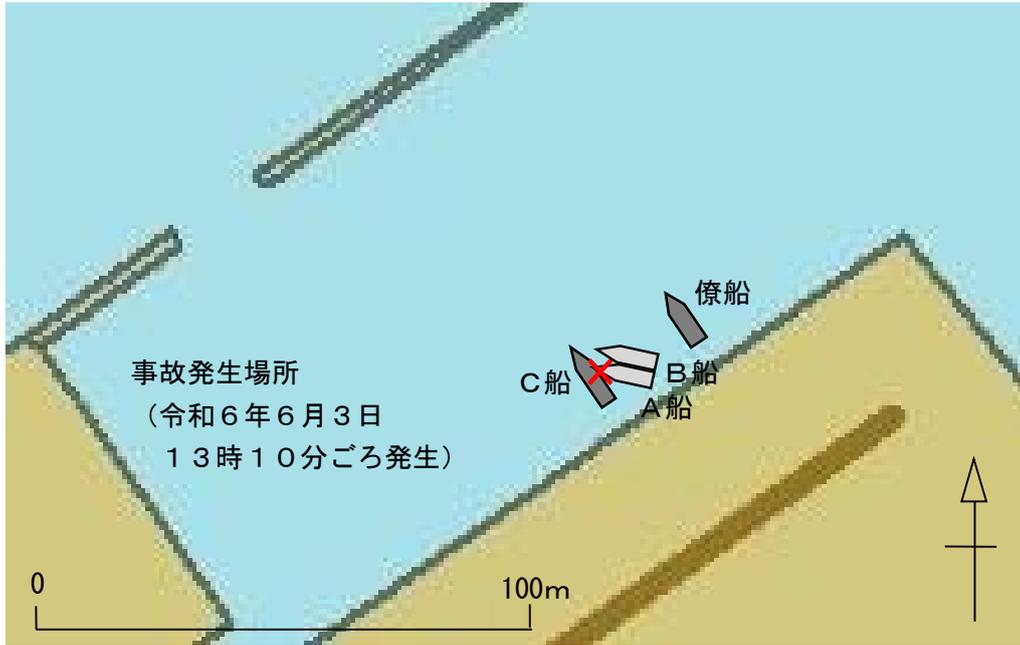
船舶事故調査報告書

令和7年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年6月3日 13時10分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市小湊漁港 片浦港灯台から真方位092° 3.9海里付近 (概位 北緯31° 25.2′ 東経130° 15.5′)
事故の概要	漁船第二十八松栄丸は、漁船第二十六松栄丸を右舷に連結した状態で係留作業中、無人で係留中の遊漁船健勇丸に衝突した。
事故調査の経過	令和7年2月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十八松栄丸、9.7トン KG2-2816（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第二十六松栄丸、9.7トン KG2-2815（漁船登録番号）、個人所有 C 遊漁船 健勇丸、6.1トン KG2-3705（漁船登録番号）、個人所有 第295-32326号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B なし C 右舷中央部外板及び船室上部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 平均風速3.4m/s、最大瞬間風速6.9m/s（加世田地域気象観測所の観測値）、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、また、B船は、船長Bほか2人が乗り組み、2そうびき網漁の操業後、A船の右舷にB船の左舷をロープで連結して一体となった状態で航行して小湊漁港に帰港した。 A船とB船は、一体となった状態のまま、港内で船首を北西方に向けて船尾着け係留中の僚船の左舷にB船の右舷を繋いで係留することとした。 また、僚船から左舷側に15m程度離れた場所には、C船が船尾着けで係留されていた。 A船とB船は、船首を北西方に向けて、僚船の左舷側付近で主機を中立として漂泊し、B船の甲板員が僚船から伸出させたロープを取り込んだ直後、突然、強い風を受けて、A船とB船の船首が左方に圧流

	<p>され始めた。</p> <p>船長Aと船長Bは、船尾甲板で甲板員の作業を見ていたところ、A船とB船の船首が左に向いていくのに気づき、圧流を止めようと、船長AがA船の主機を前進に、船長BがB船の主機を後進にしたが、A船とB船の船首が左に向いていくのを止められないまま、A船の船首がC船の右舷中央部に衝突した。</p> <p>A船の所有者は、本事故の発生を認め、海上保安部に通報した。</p> <p>船長A及び船長Bは、風の強い日に出漁することがなかったので、強い風を受けて船が圧流されることを考慮しておらず、持ち運び可能な防舷物を搭載して、防舷物で船体が直接衝突することを防げるように備えていなかった。</p> <p>C船は、小湊漁港で、船首を北西方に向けて無人で船尾着け係留中、A船が衝突した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、右舷にB船の左舷を連結した状態で、係留作業のため漂泊中、船長A及び船長Bが、防舷物を使用できる態勢を採っていなかったことから、突然強い風を受けて、A船とB船の船首が左方に圧流された際、A船船首に防舷物を配置することができず、A船の左舷側で係留中のC船にA船の船首が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長A及び船長Bは、係留作業中、風により船が圧流されることを考慮していなかったことから、防舷物を使用できる態勢を採っていなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が、右舷にB船の左舷を連結した状態で、係留作業のため漂泊中、船長A及び船長Bが、船が圧流されることを考慮して防舷物を使用できる態勢を採っていなかったため、突然の強い風により、A船とB船の船首が左方に圧流された際、A船船首に防舷物を配置することができず、A船の左舷側で係留中のC船にA船の船首が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、係留のため他の船舶に接近する際、圧流される可能性を考慮して、持ち運び可能な防舷物を搭載しておき、他船と衝突する可能性がある場合には、防舷物を使用して、船体が直接衝突することを防ぐこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用